

室蘭港臨港地区内の構築物規制について

◆臨港地区内の規制について

- 港湾は、船舶の係留、航行に利用する水域と、その水域に接続して貨物の取扱や生産活動等の港湾活動が行われる陸域とが一体となつてはじめてその機能が十分に発揮されます。
- そこでこのような陸域を都市計画法に基づき「臨港地区」として指定し、港湾管理者が一定の規制を行うことによって、港湾の諸活動の円滑化を図り、港湾機能の確保ができるようにしています。
- 室蘭市では、臨港地区内に商港区、工業港区、漁港区、保安港区、マリーナ港区、修景厚生港区の6つの分区を設けて「室蘭港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」により、それぞれの分区の目的に合わない構築物の建設や用途の変更を禁止しています。分区指定された区域には、建築基準法第48条および第49条の規定(用途地域および特別用途地域の用途規制)は適用されません。
- なお、臨港地区内では敷地面積 5, 000 m²以上、延べ面積 2, 500 m²以上の構築物を建設しようとするときは、分区の規制のほか港湾法第 38 条の2の規定により「臨港地区内の行為の届出」を行う必要があります。

◆臨港地区内で構築物を建設する場合は

- 臨港地区内(分区)の建築確認申請を行う際には、あらかじめ港湾部へ「事業計画書」を提出していただき、構築物の用途が「分区条例」に適合することを確認してから、建築主事(市建築相談課)に申請することとしております。
- 従って、臨港地区内で構築物を建設する場合は、事前に室蘭市港湾部と十分調整の上手続きを進めるようにして下さい。

根拠法令：都市計画法第8条、第9条、港湾法第2条、第38条の2、第39条、第40条、第40条の2、第41条、第58条、室蘭港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

◆お問い合わせは

室蘭市港湾部港湾管理課管理係、港湾政策課計画係(海岸町1丁目20の30)

電話:(0143)22-3191 ファクシミリ:(0143)22-6069

各分区では下の表の○印以外の構築物は建設できません。

構 築 物 の 種 類				商 港 区	工 業 港 区	漁 港 区	保 安 港 区	マ リ ー ナ 港 区	修 景 厚 生 港 区	
港 湾 施 設 (港 湾 法 第 2 条 第 5 項)	第 2 号	外 郭 施 設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁	○	○	○	○	○	○	
	第 3 号	係 留 施 設	岸壁、係船浮標、係船くい、さん橋、浮きさん橋、物揚場、及び船揚場	○	○		○	○	○	
	第 4 号	臨 港 交 通 施 設	道路、駐車場、橋りょう、鉄道、軌道、運河及びヘリポート	○	○	○	○	○	○	
	第 5 号	航 行 補 助 施 設	航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設	○	○	○	○	○	○	
	第 6 号	荷 さ ば き 施 設	固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋	○	○		○	○		
	第 7 号	旅 客 施 設	旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所	○				○	○	
	第 8 号	保 管 施 設	倉庫、野積場、貯木場、貯炭場	○	○				○	
			危険物置場、貯油施設	○	○		○	○	○	
	第8号の2	船 舶 役 務 用 施 設	船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設、船舶修理施設並びに船舶保管施設	○	○	○	○	○	○	
	第 9 号	港 湾 公 害 防 止 施 設	汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設	○	○	○	○	○	○	
	第9号の2	廃 棄 物 処 理 施 設	廃棄物埋立護岸、廃棄物受入れ施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破砕施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設	○	○	○	○	○	○	
	第9号の3	港 湾 環 境 整 備 施 設	海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設	○	○	○	○	○	○	
第 1 0 号	港 湾 厚 生 施 設	船舶乗組員及び港湾労働者の宿泊所、診療所その他の福利厚生施設	○	○	○	○	○	○		
第10号の2	港 湾 管 理 施 設	港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設	○	○	○	○	○	○		
第 1 2 号	移 動 式 施 設	移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設	○	○						
		・海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、貿易関連業、水先案内業、サルベージ業、海事代理士業、港湾清掃業を行う者の事務所 ・港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するための銀行の支店及び保険業の店舗、旅館、ホテル、日用品の販売を主たる目的とする店舗、ガソリンスタンド、船用品販売店及び飲食店。ただし、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条の規定に該当するもの(以下「風俗営業等」という。)を除く ・荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設 ・港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議場施設、展示施設、研修施設その他の共同利用施設 ・港湾の利用の高度化を図るための情報処理施設及び電気通信施設 ・港湾の流通機能の高度化を図るためのトラックターミナル、卸売市場その他の流通業務施設 ・港湾関係者のための診療所	○							
		・原料又は製品の一部の運送を海上輸送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場並びにこれらの事業の用に供するための情報処理施設及び電気通信施設並びにこれらの附帯施設 ・上記の工場に附属する研究施設及びその附帯施設 ・上記工場及び附属研究の施設に従事する者のための宿泊所、診療所、勤労者会館、入浴場、更衣所、集会所、運動施設 ・上記工場及び附属研究施設に従事する者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗及び飲食店、ただし、風俗営業を除く。		○						
		・漁船のためのけい留施設、燃料補給施設、給水施設及び給氷施設、魚舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設、冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設、製氷工場及び冷凍工場その他の水産物加工工場並びにこれらの附帯施設、網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設 ・漁業関係者のための宿泊所、診療所、勤労者会館、入浴場、更衣所、集会所、運動施設 ・漁業会社、漁業組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、水産関連会社の事務所 ・漁業関係者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗及び飲食店。ただし、風俗営業を除く。 ・漁業関係者が行う水産物の販売を主たる目的とする店舗			○					
		・危険物置場、危険物倉庫及び貯油施設、消化施設その他の危険防止施設 ・給油業者及び危険物を取り扱う業者の事務所					○			
		・スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート、釣り船、遊覧船等(以下「レクリエーション用船舶」という。)のための用具倉庫及び船舶上下架施設 ・レクリエーション用船舶の利用者のための集会所、クラブ事務所、スポーツ・レクリエーション施設、展示施設、展望施設、観覧施設、勤労者会館、入浴場、更衣所、運動施設 ・レクリエーション用船舶の利用者の利便の用に供するための旅館、ホテル、店舗及び飲食店。ただし、風俗営業を除く。						○		
		・港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための図書館、博物館、水族館、展示施設、公会堂、展望施設、科学技術の振興に関する施設 ・港湾関係者のためのスポーツ・レクリエーション施設、店舗及び飲食店。ただし、風俗営業を除く。 ・港湾の景観の向上並びに利用の高度化を図るための風力発電施設							○	
		・港湾関係者のための宿泊所、勤労者会館、入浴場、更衣所、集会所、運動施設	○						○	
		・入国管理局、防疫所、検疫所、郵便局、労働基準監督署、社会保険事務所、法務局、气象台、公共職業安定所、税務署の施設	○							
		・税関、運輸局、開発建設部の施設	○	○						
		・海上保安部の施設	○	○				○	○	
		・警察署及び消防署の施設	○	○	○	○	○	○	○	

◆既にある建築物などについても、その用途によって増改築や用途変更などについて規制されることがあります。

◆上の表の○以外のもので、市長の特別の許可を受けて建設できる場合があります。